○近畿地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米原市梅ヶ原字團子田七七三番から同市梅ヶ原字甲田前二八四番一まで	前	一二・四六～二三・三二メートル	〇・三七一キロメートル
	後	一二・四六～二三・三二メートル	〇・三七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米原市梅ヶ原字團子田七七三番から同市梅ヶ原字甲田前二八四番一まで	前	一二・四六～二三・三二メートル	〇・三七一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一二・四六～二三・三二メートル	〇・三七一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	米原市梅ヶ原字團子田七七三番から同市梅ヶ原字甲田前二八四番一まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十六日

○近畿地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千八百八十六号大和都市計画公園事業九・六・一号馬見丘陵広域公園

三　事業施行期間　自平成元年十一月九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十六日

中国地方整備局長　福田　功

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市新田字西四割二五三四番二から同市中島字外新田壱一五八四番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十六日

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十六日

中国地方整備局長　福田　功

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から松江市玉湯町布志名四八二番三まで	前	BA 九・〇〇～一三・五〇メートル	七七・九〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・〇〇～一三・五〇メートル	七七・九〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月十六日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字焼外一五八八番から松江市馬潟町字才ノ峠一一〇番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十六日

○中国地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十六日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第四号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業三・三・三十号城山北公園線

三　事業施行期間　自平成十六年一月三十日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十六年中国地方整備局告示第四号の事業地のうち松江市母衣町、米子町の一部を変更する。

使用の部分　平成十六年中国地方整備局告示第四号の事業地に松江市母衣町、米子町を加える。